

証券業におけるマネー・ロンダリング対策等の 取組みについて



令和6年11月1日
株式会社資本市場研究所きずな

証券業に関わるマネロン対策の動向と全体像

マネロン対策は、暗号資産交換業や金融機関以外に、証券関連業務においても関心が高まっている。金融庁により2024年6月に公表された「マネー・ローンダリング等対策の取組と課題」では、証券業界においても、インサイダー取引や相場操縦等で不正な資金を創出する場として利用され得るほか、犯罪収益を流動性の高い金融商品等に架空名義や借名口座等を通じて資金洗浄することで隠匿に利用される場合があるとされた。

日本におけるマネロン対策の全体像について述べたい。現在の取組みは2021年8月に公表された国際的な金融活動作業部会(FATF)による第4次対日相互審査報告書で、日本が「重点フォローアップ国」に分類されたことが起点となっている。同報告書では、マネーローンダリング・テロ資金供与対策の国際基準と比較して日本は有効性と法令遵守状況の双方で合格基準を下回り、改善が求められた。これを受けて日本政府は「マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策に関する行動計画」を策定している。

FATFが指摘した主な課題については以下のとおり。

- ・テロリストの資産凍結に関する法整備が不十分であり、迅速かつ効果的な資産凍結が行われていない。
- ・法人や信託の実質的支配者を特定するための措置が不十分であり、透明性が欠如している。
- ・指定非金融業者・職業専門家(DNFBPs)に対する規制が不十分であり、マネロン対策が適切でない。
- ・金融機関におけるマネロン対策の予防措置が不十分で、リスク評価や顧客管理が適切でない。
- ・国内の関係機関間の連携が不十分であり、情報共有や協力体制の強化が求められる。
- ・国際的な協力体制も不十分であり、他国との情報共有や協力が不足している。

金融庁の取組みは下図に示したが、ガイドラインで、金融機関向けに基本的な考え方、リスクベース・アプローチ、管理態勢とその有効性の検証・見直し、金融庁によるモニタリング等を示した。また、FAQにおいて、各金融機関

による「対応が求められる事項」「対応が期待される事項」を明確化している。マネロン対策に関する現状と課題認識については、2023年6月に4度目となる改正を公表している。

必要な法改正については、2021年8月の臨時国会においてFATF勧告に係る法律6法の改正案をまとめたFATF勧告対応法が可決され、金融分野では2023年6月施行の改正資金決済法で、新たに、複数の金融機関等の委託を受けて為替取引に関し取引モニタリング等を行う者に許可制が導入されている。

日本におけるマネロン対策の現状

(2024年9月時点概要)

FSTF第4次対日相互審査報告書での主なポイント

テロリストの資産凍結

実質的支配者の特定

DNFBPsの規制

金融機関の予防措置

国内連携と国際協力

FATF 勧告対応法(改正対象)
・会社法・金商法・外為法・資金
決済法・犯罪収益移転防止法・
国際テロリストの財産の凍結等
に関する特別措置法

マネロン・テロ資金供与・拡散
金融対策に関する同行動計画
【2024-2026年】(2024年4月)

認識・協調、国際協力、金融機
関・暗号資産交換業者・
DNFBPsの監督・予防措置
法人等の悪用防止
特定金融情報の活用
マネロンの捜査・訴追・制裁犯
罪収益の没収テロ資金の捜査
・訴追・制裁テロ資金の凍結・
NPOの悪用防止大量破壊兵器
の拡散金融対策

金融分野での取組み(金融庁)

マネー・ローンダリング及びテ
ロ資金供与対策に関するガイ
ドライン(2021年11月)

マネー・ローンダリング・テロ資
金供与・拡散金融対策の現状
と課題(2023年6月)

上記ガイドラインに関するFAQ
2024年4月

マネー・ローンダリング等対策
の取組と課題(2024年6月)

※DNFBPsとは、不動産業や宝石商、などの
指定非金融業者及び弁護士などの職業専
門家

※金融関係分

※拡散金融とは、大量破壊兵器の開発や保有に
関与する者に資金や金融サービスを提供すること

証券業が関わる可能性があるマネロン事例について

証券業務において可能性のある事例について、金融庁が公表している「疑わしい取引の参考事例(金融商品取引業)」(2024年4月更新)から、主なものを以下に紹介したい。

現金の使用形態:多額の現金又は小切手により、株式、債券、投資信託等への投資を行う取引や、短期間のうちに頻繁に行われる投資で、現金又は小切手による取引総額が多額である場合、など

真の取引者を隠匿している可能性:架空名義口座又は借名口座の疑いが生じた口座や、法人の実体がないとの疑いが生じた口座を使った取引などがあり、また多数の口座を保有したことが判明した顧客や、当該支店での取引について明らかな理由がない場合、など。また、IPアドレスの追跡を困難にした取引も要注意

投資の形態や保護預り:突如多額の投資が行われる口座に係る取引、他の証券会社等からの合理的理由のない

大量の株式の移管や、合理的理由なく頻繁に株式を入庫、売却・出庫を繰り返す取引などがあり、また第三者振出しの小切手又は第三者からの送金により決済が行われた取引、など

外国との取引:資金洗浄・テロ資金供与対策に非協力的な国・地域又は不正薬物の仕出国・地域に拠点を置く顧客にかかわる取引、など

有価証券の発行関連業務:表面上の経営者とは別に経営に参与している者の存在が疑われる会社による有価証券の発行や、主要株主・役員・常任代理人・大口債権者・主要取引先・アレンジャー等のいずれかに、暴力団員、暴力団関係者等が関与すると疑われる有価証券の発行など。また、実質的な投資者、引受け原資その他の経済的な実態が不透明なファンド等が割当先となっている第三者割当増資等の有価証券発行のケースや表面上は複数の割当先であるが、実質的には同一であると疑われる者やファンド等が割当先となっている第三者割当増資等の有価証券の発行、など

その他(不自然な行為):本人確認や実質的支配者の確認に非協力であったり、取引の秘密を不自然に強調する顧客及び届出を行わないように依頼、強要、買収等を図った顧客に係る取引など。資金の源泉や最終的な用途について合理的な理由があると認められない非営利団体との取引や、口座開設時に確認した非営利団体の活動内容等と合理的な関係が認められない国・地域又は第三者に対する投資、など

上記に関係する証券業務としては、概ね顧客情報の管理、顧客口座管理、取引モニタリングと取引管理、コンプライアンス関連業務であるが、有価証券の発行関連業務については、自主規制ルールによる引受審査や商品審査の中でマネロンの可能性チェックが行われている。これらの業務については、一義的には内部管理責任者の責任によるが、対応策に関しては経営者の関与も強く求められている。

証券業務におけるマネロン事例と対応について

マネロン事例

現金の使用形態

真の取引者を隠匿している
可能性

投資の形態や保護預り

外国との取引

有価証券の発行関連業務

その他(不自然な行為)

関連証券業務

顧客情報の管理

顧客口座管理

取引モニタリング

取引管理

引受審査

商品審査

コンプライアンス

対応策

法令遵守とガイドライン対応

リスクベース・アプローチ

顧客確認
(KYC)

疑わしい取引
の報告

社内教育と
監査

国際的な協力

マネロン対策の考え方と、基本的な枠組み、 現状の課題について

証券業務におけるマネロン対応策については、「犯罪による収益の移転防止に関する法律」の遵守と、自社の業務状況に合わせたガイドライン対応が基本になる。以下は、リスクベース・アプローチの概要である。

1. リスクの特定:

まず自社が直面するリスクを特定するが、提供する金融商品やサービスの種類、取引の方法や頻度、取引に関わる国・地域のリスク評価、顧客の属性にかかわる職業・取引履歴・資産状況などが検討対象となる。

2. リスクの評価:

評価には定量的および定性的な情報が使用され、リスクの影響度や発生可能性を分析、リスクの高低に応じた優先順位を決定する。

2. リスクの低減:

具体策として顧客の身元確認や取引内容の調査を行う顧客管理や、異常な取引を検知するためのシステムを導入し取引モニタリングを行うことなどがあるが、リスクが高い領域には厳格な措置を、リスクが低い領域には簡素な措置を講じることで、リソースを効率的に配分する。

4. 継続的な見直し:

継続的にリスクベース・アプローチを見直す必要があり、新たなリスクが発生した場合や、既存のリスクが変化した場合にも対応していく。

特にネット証券においては、オンラインで大量の取引を行う特性から、次の様な対策にも注力する必要性が指摘されている。

- ・顧客管理: オンラインでの本人確認手続き(eKYC)を強化や、顧客のリスクプロファイルによる高リスク顧客対策としての追加の情報収集や監視

- ・取引モニタリング: 大量な取引データを扱うため、取引のリアルタイム監視システムを導入し、異常な取引パターンを即座に検知することや、アラートシステムの導入

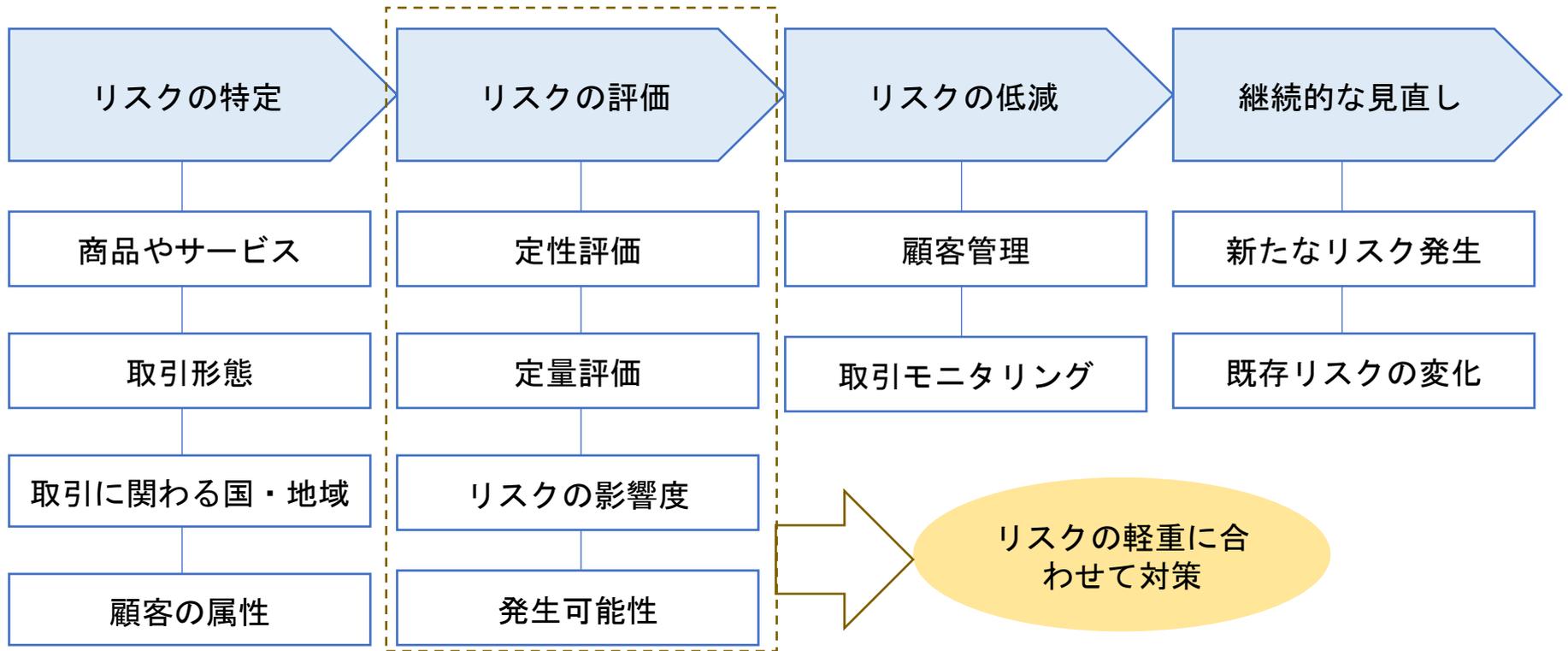
- ・継続的な見直し: 定期的なリスク評価見直しや、内部監査を通じてリスク管理体制の有効性を定期的に評価

- ・教育と訓練: 研修や情報共有・社内体制の構築について、経営陣が主導的に関与すること

マネロン対策の課題としては、「マネー・ローンダリング・テロ資金供与・拡散金融対策の現状と課題(金融庁: 2023年6月)」では、リスクの所在として、金融商品等が複雑な構造を有する場合や、取引関係者が多岐にわたる場合には、犯罪収益の隠匿に利用される危険性があり得るとされた。また、自社が提供する商品・サービス、取引形態、顧客属性等の包括的かつ具体的なリスクの特定及びその検証等について向上の余地があるとされた。

具体的な課題事例としては、実際に取り扱っている商品・サービスを具体的に特定した上で、リスクの検証を行っていないこと、取引形態のリスクの特定に当たり、仲介業者や紹介を経由する取引について検証を行っていないこと、リスク評価書に評価の結論のみ記載し、その根拠を把握していないことなどが、指摘されている。

証券会社のマネロン対策での リスクベース・アプローチについて



ネット証券における対策事例

①顧客管理対策

②取引モニタリング
対策

③継続的なリスク評
価と見直し対策

④教育と訓練への
対策

マネロン対策が証券業務に与える影響と、 今後想定される変化について

証券業務におけるマネロン対策は、顧客管理や取引モニタリングなど証券会社の管理業務に大きく影響している。対策を有効に実施していくためにも、第3章で紹介したリスクベース・アプローチが重要で、効果的に進める為には、管理部門(第2線)の検証作業以外にも、第1線の営業部門によるリスク軽減の取組み、第3線での内部監査、などによる3線管理の態勢整備が必要だ。

証券会社におけるガイドラインへの具体的な取組み事例は、次の様なものがあった。

顧客管理:取引残高報告書の送付機会を活用して登録顧客情報の確認。ネット取引の顧客に対し、専用画面で登録顧客情報の更新等を求め、顧客毎に情報更新・追加入力画面へのアクセス記録を管理、など

取引モニタリング:取引モニタリングシステムの抽出基準

について定期的に有効性検証及び調整。取引や顧客属性に応じて疑わしい取引の届出を分析。

継続的なリスク評価と見直し:取引モニタリングシナリオやしきい値の継続的検証を行い、誤検知率削減。疑わしい取引の事例分析を精緻化するため、届出理由を細分化して届出件数を分類集計。

教育と訓練:役員から一般職員まで、階層別にリスクベース・アプローチの意義や疑わしい取引の届出事例及び着眼点等について研修。担当役員から営業店に対し、リスクベース・アプローチ及び継続的な顧客管理の重要性に関するメッセージを発信。

今後、FATFによる日本に対する第3回目のフォローアップ報告が予定されており、2028年8月には5次審査が開始される予定となっている。予想される内容は、リスクベース・アプローチの強化、法人の実質的支配者の透明性、デジタル通貨と新技術の規制、各国間の情報共有や協力体制の強化、資産凍結を含めたテロ資金供与対策の強化などが上げられている。

証券会社にとってマネロン対策に対応していくためには、顧客管理においては顧客情報更新を定期的を実施し、顧客のリスク評価を全顧客に対して行う必要があり、取引モニタリングにおいてはリスクに応じた不審取引の抽出基準を設定して疑わしい取引を検知していくことが求められている。

その為には、1顧客や1取引に関わる情報量が相当数に増加していくことが予想され、管理業務におけるDXによるシステム化やAIの活用は必須になっている。特に、正確で網羅的なデータの整備とモニタリングにおける効率的利用を行う為にはシステム化を段階的に進めることが各証券会社の業務実状に合わせて重要になっている。

金融機関が、為替取引に関してマネロン対策の為のフィルタリング業務や取引モニタリングを共同で行う「為替取引分析業」として、全国銀行協会が設立したマネー・ロンダリング対策共同機構があり、米国やシンガポールにおいても官民一体のマネロン対策情報共有プラットフォームを立ち上げている。証券業界においてもマネロン対策の為の顧客管理や取引モニタリングで共同利用できるインフラが必要かもしれない。

なお、マネロン対策は証券会社による顧客や金融商品・サービスの選択を進めることが予測され、結果として各社のビジネスモデルの変化を加速する可能性があることに注目している。

マネロン対策が証券業務に与える影響

